

名古屋大学における自然災害の予防等に関する対応指針

(平成 22 年 8 月 9 日役員会決定)

(趣旨)

第1 名古屋大学（以下「本学」という。）における自然災害を予防し又は最小限とするため、自然災害への対応に関し必要な事項は、この指針による。

(定義)

第2 この指針において「自然災害」とは、地震、大雨、洪水、斜面崩壊、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮又は津波により生じる被害をいう。

(対応の原則)

第3 本学の自然災害への対応は、原則として、その発生状況及び気象警報の発表並びに南海トラフ地震臨時情報発表の状況により決定する。

(情報の収集)

第4 本学の職員（本学を勤務地とする職員をいう。以下同じ。）及び学生は、テレビ、ラジオ、インターネット等により注意報・警報等の情報を得るように努めなければならない。

(授業・定期試験等の取扱い)

- 第5 本学の授業、定期試験等（以下「授業等」という。）を実施する場所において、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、発生後の授業等は休講とする。
- 2 本学の授業等を実施する場所において、レベル 5 特別警報、レベル 4 危険警報、特別警報、暴風警報又は暴風雪警報（以下「各種警報等」という。）が発表された場合は、別表 1 のとおり、当該発表後に開始される授業等を休講とし、当該警報の解除後における授業等の扱いについては、別表 2 のとおりとする。ただし、ICT を使った遠隔による授業等を実施する場合は、この限りではない。
- 3 自然災害により休講となった授業等の再開日程は、被災状況を勘案してその都度決定する。

(学生の対応)

- 第6 第5 に基づき授業等が休講となった場合には、登校しないこととする。
- 2 居住地又は通学経路内において、各種警報等が発表されている場合には、原則として登校しないこととする。
- 3 自然災害により交通機関の運休等が生じた場合又は通学に際して身体の危険を感じた場合には、無理な登校をしないこととする。
- 4 自然災害により居住地において身体の危険を感じた場合、ICT を使った遠隔による授業等の無理な受講をしないこととする。
- 5 第2 項、第3 項及び第4 項に基づき登校又は受講ができなかった場合には、その旨を後日遅滞なく担当教員に申し出ることとする。
- 6 登校後に自然災害が発生した場合には交通機関の運行状況、居住地の安全状況を各自確認し、安全が確保されるまで学内に一時避難するものとする。

(授業等実施部局の対応)

第7 第6 に基づき欠席した学生に対しては、授業等の実施部局は必要な措置を講ずるものとする。

(職員の対応)

第8 本学の職員は、自然災害又はこれによる交通機関等の運休等により、出勤が著しく困難である場合、あるいは退勤途上における身体の危険を回避するため早期に退勤する必要がある場合は、特別休暇（契約職員、パートタイム勤務職員等にあつては年次有給休暇以外の有給の休暇）を取得することができる。この場合における当該休暇の取得の可否は、危険回避の必要性、代替交通機関の利用可能性、テレワーク実施の可能性等、個別的な事情を勘案して判断される。

(災害対策室の対応)

第9 災害対策室は、自然災害を予防するために必要な関連情報を収集し、本学のホームページ、名古屋大学ポータルシステム等により、当該情報を本学の職員及び学生に対して提供する。

(自然災害予防についての所掌)

第10 自然災害の予防については、防災を担当する副総長及び災害対策室が所掌する。

(緊急の場合の措置)

第11 南海トラフ地震臨時情報の発表、大型台風の接近等により、臨時休校等の緊急対応が必要と判断される場合の措置は、東海国立大学機構リスク管理規程（令和2年機構規程第110号）の定めるところによる。

附 則

この指針は、平成22年8月9日から実施する。

附 則(平成23年6月13日役員会決定)

この指針は、平成23年6月13日から実施する。

附 則（令和3年12月20日運営会議決定）

この指針は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月30日総務課裁定）

この指針は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和8年7月27日運営会議決定)

この指針は、令和8年7月27日から実施する。

別表 1（第 5 第 2 項関係）

各種警報等発表後における授業等の扱い

警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	授業等の扱い
レベル 5 相当	レベル 5 氾濫特別警報	レベル 5 大雨特別警報	レベル 5 土砂災害特別警報	レベル 5 高潮特別警報	休講
レベル 4 相当	レベル 4 氾濫危険警報	レベル 4 大雨危険警報	レベル 4 土砂災害危険警報	レベル 4 高潮危険警報	
レベル 3 相当	レベル 3 氾濫警報	レベル 3 大雨警報	レベル 3 土砂災害警報	レベル 3 高潮警報	開講
レベル 2	レベル 2 氾濫注意報	レベル 2 大雨注意報	レベル 2 土砂災害注意報	レベル 2 高潮注意報	
レベル 1	早期注意情報				

区分		授業等の扱い
特別警報	暴風，波浪，大雪，暴風雪	休講
警報	暴風，暴風雪	
	波浪，大雪	開講
注意報	強風，波浪，大雪，風雪，濃霧，雷，乾燥，なだれ，着氷，着雪，霜，低温，融雪	

別表 2（第 5 第 2 項関係）

各種警報等解除後における授業等の扱い

各種警報等解除時刻	授業等の扱い
午前 6 時 45 分まで	1 限から開講
午前 6 時 45 分を過ぎて午前 11 時まで	3 限から開講（2 限は休講）
午前 11 時を過ぎる	終日休講